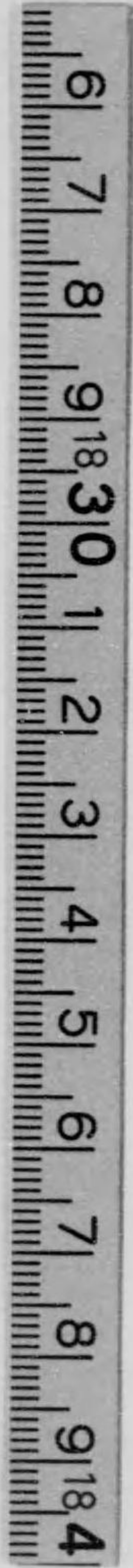


南洋叢書
第十七卷

ブートン島農業經營論



南洋協會臺灣支部



始



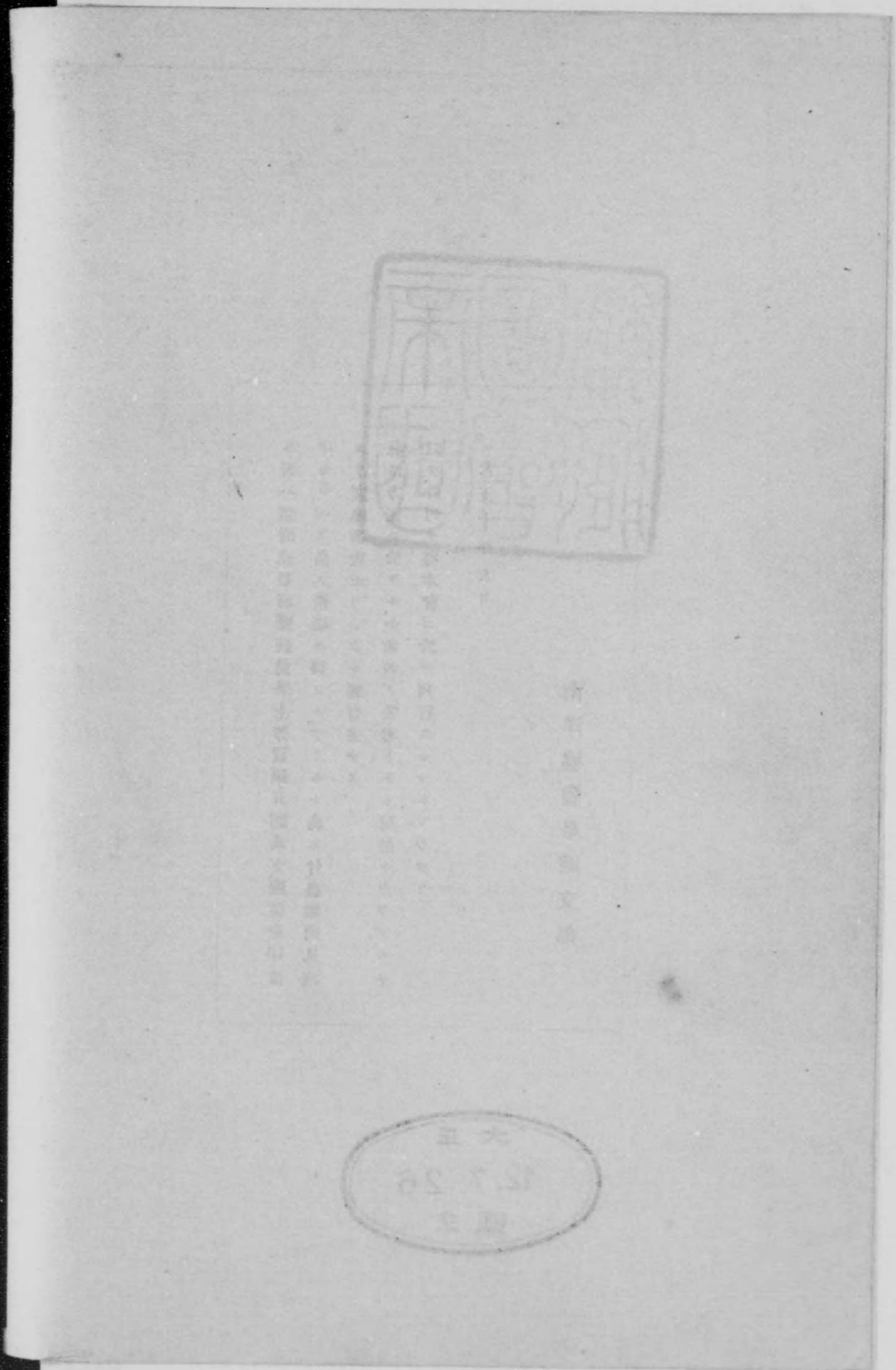
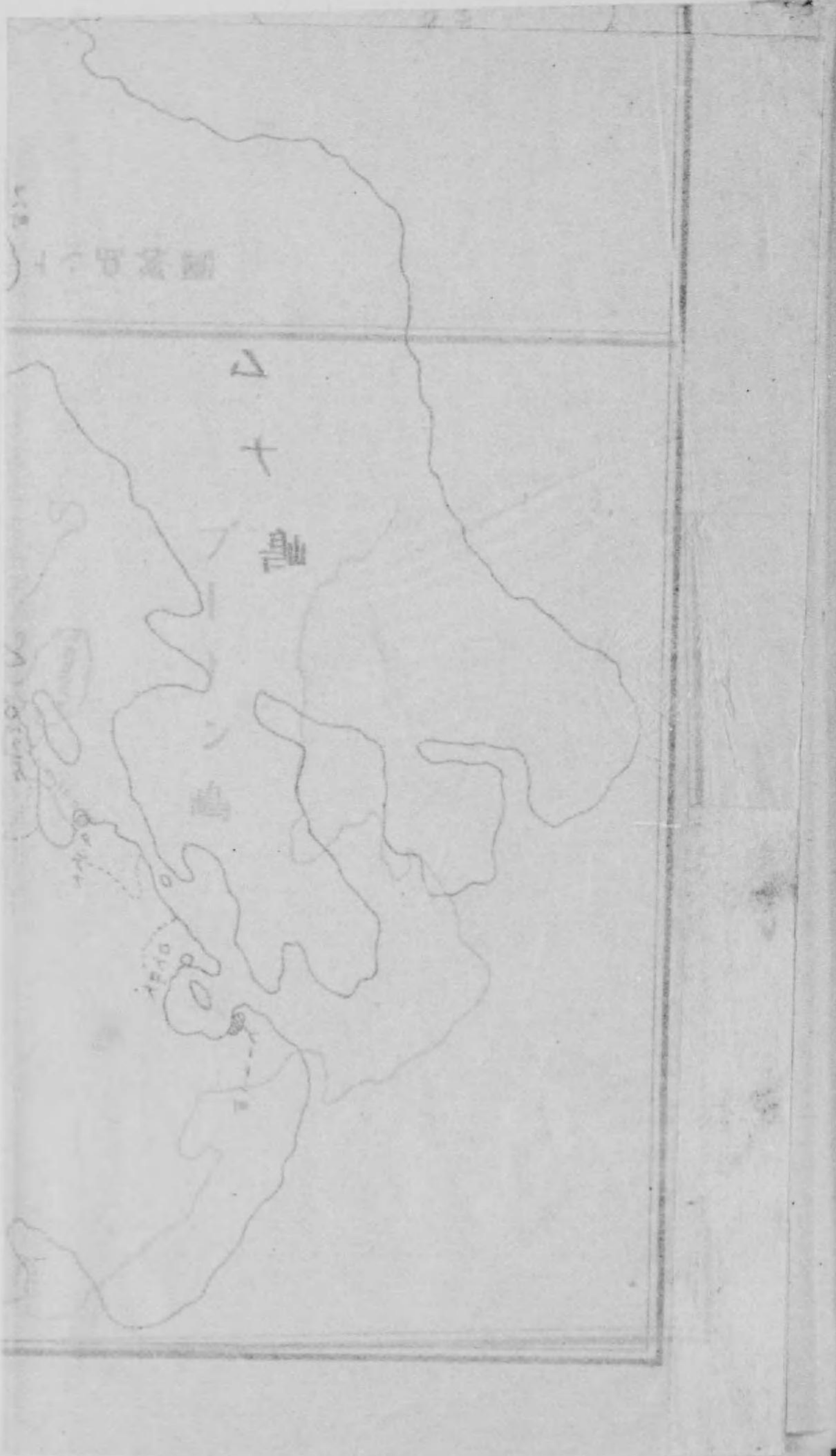


本書ハ臺灣總督府囑託農學士芳賀鐵五郎氏ガ、蘭領東印度
 中セレベス島ノ南端ニ接スル、ブートン島ニ付、農業的見地
 ヨリ實地調査セラレタル報告書ナリ
 南洋方面ニ於ケル、企者者ノ參考トナル所尠ナカラザルヲ
 以テ、許可ヲ得本會ニ於テ刊行スルコト、シタリ

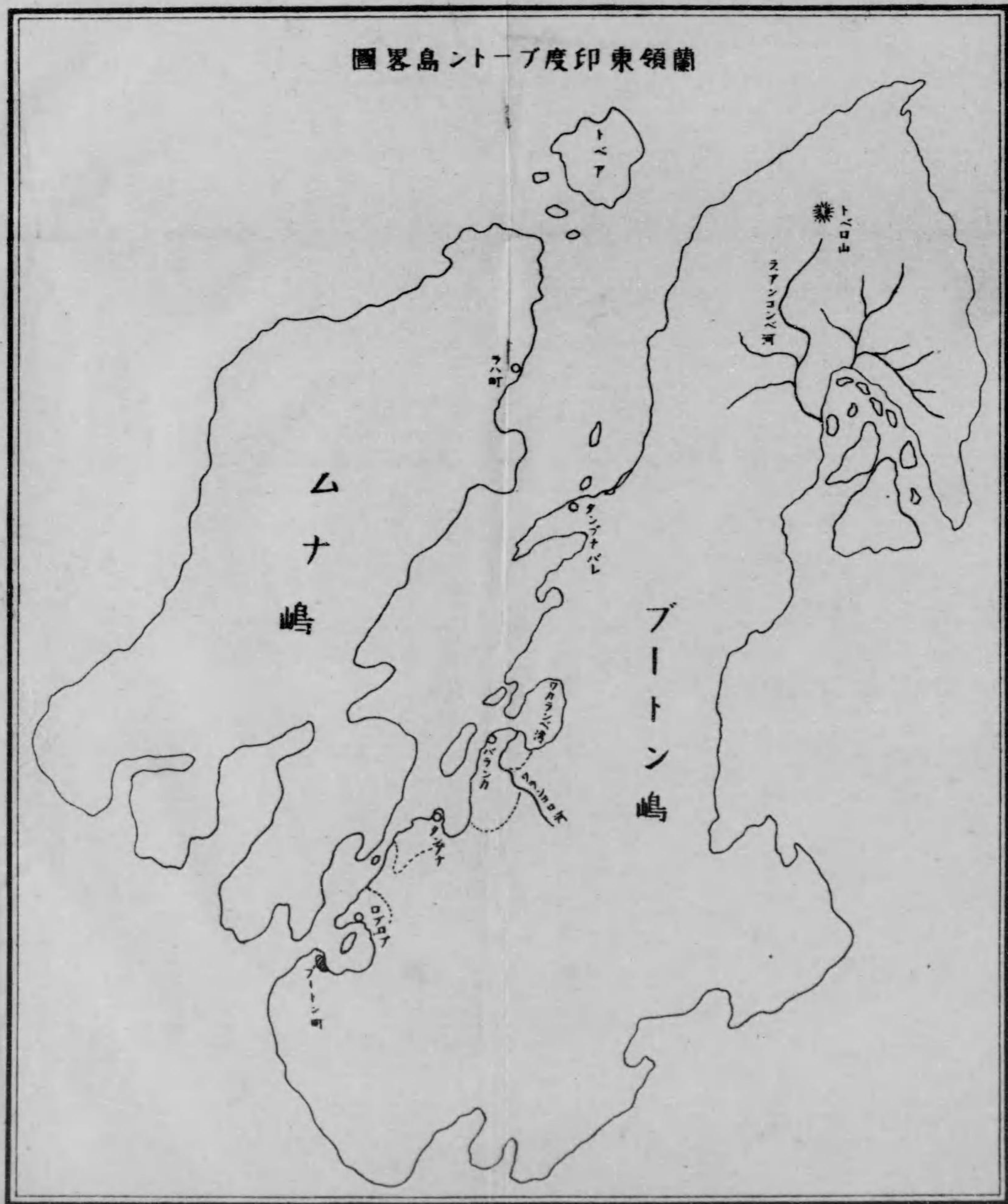
大正十年九月

南洋協會臺灣支部

大正
 12.7 26
 購求



蘭領東印度諸島略圖



6 | 7 | 8 | 9 | 18 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 18 | 4





ブーントン島農業經營論

目次

第一節 緒言.....	一
第二節 位置及地勢.....	二
第三節 氣候及土壤.....	三
(一) 氣候.....	三
(二) 土壤.....	六
第四節 交通及運輸.....	七
第五節 住民及勞動者.....	九
第六節 農業及農耕適地.....	一三
第七節 有望作物ト其收支.....	二〇
(一) 古々椰子.....	二〇
(二) カボック.....	二三
(三) 草棉.....	二五

目次

(四) 護謨.....六

第八節 在留邦人ト其事業.....六

第九節 結論.....三

附ブーントン島ニ於ケル農場(一千町)經營設計

ブーントン島農業經營論

第一節 緒言

邦人の南洋各地に農事經營をなすに當り其土地の選擇は主要作物栽培の適否、自然要素の善悪及び交通の便否、労働者の多少、市場の如何等を考慮するを要す。然り而して猶ほ一の大切なる要素の缺けるなきかを思ふ。如上科學的要素と共に經濟的事項が合理的農事經營に缺く可らざる項目たるは特に贅言を要せざる處なり。吾人は南洋に農事經營をなさんとするに當り事業地としては關領東印度セレベス島に所屬するブーントン島を選び主作物としては草棉を取り之れに古々椰子及びカボツクを混作せんとするものなり。

抑もブーントン島はセレベス島の南東半島突端に近くムナ島と相竝んで存在す南北に長くして一百哩あり東西に狭く廣さも三十哩狭きは七哩にも過ぎず其西方はムナ島と相挟みて長さ六十餘哩に互れる狭き水道を造れり其水深く穩かにして清し此水道は交通の要路にして二三の良灣を包擁し大船陸近く投錨し得べし而して陸上に於ては土層淺く珊瑚礁の礫石を混したる部分多しと雖も土壤深く肥沃にし

て數百町歩に互れる廣き地積散在し多くは緩なる波狀地なるを以て農耕に適す、絨上の如く本島は自然要素良好にして交通の便あり勞働賃銀亦廉にして潤澤なるを以て吾人の希望する農業經營に能く適應せるを認む。

第二節 位置及地勢

ブートン島(Boeton)は蘭領東印度セレベス島の南東半島の突端に接しムナ島(Moena)と相竝列せり。南北に長く東西に狭し其東南はバンドラ海に臨み西岸はムナ島と相對しブートン海峡を造れり南北の長さ約一百哩東西の中其大なる部分は約三十哩にして最狹部は約七哩に過ぎずムナ島の低地なるに比してブートン島は寧ろ高地なり海拔四五百メートルの山各所に散在し北部にあるトペロ山(Tobelolo)の如きは一千一百四十メートルの高さを示せり。中央南北に山脈をなし其間數個所東西に支脈を分つ山と山との間には廣袤稍や大なる波狀の高原を存在し山ある處には河川あり海に注がんとして河口兩岸には低けれど廣き沖積地を形成せり。

山岳は時に其山骨たる岩石を露出し居るもの屢々散見すれど森林を以て被はれたるもの又た尠ならずチーク林の如き有利のものも見るべし家屋建築及び薪炭

の材料豊富なりと云ふも決して過言にあらず。對岸ムナ島のラハ町(Raha)には製材工場ありて盛に林木の伐採製材をなしつつあるなり。河川は大なるものあらずと雖も島の地積相當の河川少なからず。而かも乾燥期猶ほ涸渴せざるものあり河口兩岸の廣濶なる堆積地は此の河水を利用し排水の設備をなさば以て水田となし得べきを思ふ。

本島の海岸殊に海狹に面せる部分は斷崖若しくは岩石の處あれど大小の灣江あり砂地の遠淺あり大小の船舶之れに碇泊し得べく小舟到る處に著くべし。ブートン水道はモラツカス群島及びセレベス島本岸に到る要路に當り又た魚介豊富なり而して其の最も狭き部分は三四町にも達せず廣き部分は十哩もあるべし。四時風波起らず水清くして其底をも瞭かに窺視し得べし。海岸近くの稍や淺き海底の大小岩石には魚介之れに附者し或は庭園池泉の如く或は深山幽谷の如く所謂海中庭園をなせり其閑雅幽邃の美趣實に掬すべきものあるなり。

第三節 氣候及土壤

(一) 氣候

本島はセレベス島に接近するを以てセレベス島の一部とも稱することを得べく亦た海洋にありモラツカス群島に連續するの位置にあるを以て其氣候はセレベス島若しくはモラツカス群島のそれと相類似せり今同島の氣温状態を示せは左の如し。

每月最高氣温(華氏)	九一、四—九八、六
每月最低氣温	六四、四—六八、〇
每月平均最高氣温	八六、〇—八九、六
每月平均最低氣温	六八、〇—七一、六
年平均氣温	七八、八

余の本島を調査したるは二月下旬なりしが携へたる寒暖計の示す處によりても八十度前後を昇降し決して九十度に近きたることなかりき。季節風は毎年十二月より三月に互り西北風あり降雨を伴ふを普通とす四月より十一月迄は東南風となり乾燥勝なり記録を見るに稍や不規則なるも乾燥季と雨季とは明に區別せられ上半期は降雨季にして下半期は乾燥季となす試みにブートン町に於ける數年間の月別雨量並に降雨日數を左に記すべし但し一九一三年より一九一五年迄三年間の降雨日數は之を缺く。

ブートン町降雨量(耗)

年	別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
一九一三	雨	五七六	一九三	三三三	二二六	三三三	一九九	二二四	—	—	—	—	—	一〇六六
一九一四	雨	三三七	三〇〇	二四四	二四四	二四四	一〇六	一〇六	—	—	—	—	—	一三三三
一九一五	雨	三三三	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	—	—	—	—	—	一三三三
一九一六	降雨日數	二二	一八	一八	一八	一八	一八	一八	—	—	—	—	—	一三三
一九一七	降雨日數	一〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	—	—	—	—	—	一三三
一九一八	降雨日數	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	—	—	—	—	—	一三三
一九一九	降雨日數	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	—	—	—	—	—	一三三

次に参考としてブートンの西隣ムナ島の北部に位置するラハ町に於ける降雨量を記すれば左の如し但し一九一八年八月以降の記録を缺く。

ムナ島ラハ町降雨量(耗)

年	別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
一九一三	雨	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	—	—	—	—	—	一三三三
一九一四	雨	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	—	—	—	—	—	一三三三

一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇	一九五一	一九五二	一九五三	一九五四	一九五五	一九五六	一九五七	一九五八	一九五九	一九六〇	一九六一	一九六二	一九六三	一九六四	一九六五	一九六六	一九六七	一九六八	一九六九	一九七〇	一九七一	一九七二	一九七三	一九七四	一九七五	一九七六	一九七七	一九七八	一九七九	一九八〇	一九八一	一九八二	一九八三	一九八四	一九八五	一九八六	一九八七	一九八八	一九八九	一九九〇	一九九一	一九九二	一九九三	一九九四	一九九五	一九九六	一九九七	一九九八	一九九九	二〇〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

ブートン町は島の南にあるが爲めに其北部とは多少の差異なきやを知らんが爲めに別島たりと雖もムナ島ラハ町は頗る近接し居るを以て殆んど同一島の如き觀あり故にラハ町のもは殆んど本島北部のもを稱するも大なる誤ちかるべし。前記の表によりて雨量の分配を見るに濕潤勝なる年と乾燥勝なる年により乾燥季の始と終り又雨季の始と終りに遲速あり各月の雨量も雨季に於ては二三百耗を普通となすべく時に四五百耗を超えたることあるも此等は濕潤勝なる年(一九一六年と一九一七年)に示せる稀有の記録なり而して年平均雨量は一千四五百耗乃至二千耗と見ることを得べし。

之を要するに[平年にありては七月頃より十一月頃に至る四五箇月間は降雨皆無なりと云ふも可なるべし。

(二) 土壤

ブートン島の土壤は吾人に與ふる瞬時の印象によれば土層淺くして一尺に及ばず

而かも之れに珊瑚礁の破片たる石礫を混し土層の下は岩石にして地上にはララン(茅の一種南洋到る處に繁茂す)又は雜草ならざれば發育し得ざる土壤の如く思はる是れ即ちブートン島は瘠薄不毛の土地なりと世評を受くる所以なり然れども稍や深く内地に入りて實地踏査をなす時は土層の深さは五六尺以上にも出て其土質は粘質壤土あり粘土あり或は之れに多少の有械質を含有したるものあり。抑も本島の地質は多く第三紀に屬するものにして砂岩及び石灰岩を有し古き珊瑚礁の現はれたるを見る。土壤に混在せる大小の石礫は多く此等の種類なり河川の存在する處には其流域に沖積土を形成し壤質若しくは粘質土壤たり。

第四節 交通及運輸

本島に於ける萬般の中心とも稱すべき處はバウバウ(Bau Bau)即ちブートン町なりとす副理事官コントローラー此處に在住し高級武官駐在し小規模の兵營と一病院あり病院長は軍醫之れを兼ね舊領主たるサルタンは附近の丘上に住居せり此の如く一の小市街を形成するを以て附近の道路は其巾廣く路面又た堅固なり然れども地方村落は馬を通行し得べき狹路にて互に連絡せらるゝに過ぎず猶ほ偏鄙の山

野にありては土人の足跡を有するに止まる細き道のみなり。而して陸路五六哩又は十哩位の距離を隔てたる主要なる村落には官公吏又は旅行者の爲めにバンテヤ(anthra)と稱する小屋を備へ自由に宿泊せしむバンテヤは丸木の柱にして屋根と壁とはニツバ又はラランの葉なり中に四疊半大の特別の室も設けらる此特別室のみは粗末なる板の床を張り窓と入口とに簡單なる戸を設けたり苦力などの室としては中央は土間の通行路となり其左右に廣き竹の床を張れるものなり此外には何等の設備なし旅行者は食料炊事道具其他は自ら携へざる可らず余も月光鮮かなる一夜之れに宿りたるが一種の感興を覺えたり。

村落の多くは海岸に散在するを以て其交通には土人は小舟(ブヲオと稱し獨木舟なり)を使用し帆若しくは不完全なる櫂にて之れを行かしむ白人經營の農場はいつも發動機船又は小蒸汽船を所有し自己の用務に便すブートンの官衙亦た小蒸汽船を備へ公務に使用すと雖も私人たりとも確實なるものゝ願に應じて之れを貸與せらるゝことあり蓋しブートン島の近海殊に水道の如きは常に靜穩なると到る處船着の便あるを以て海上による交通は陸上よりも容易にして便利なりといふべし。ブートン港はマカツサー港を去ること二百四十哩にしてローヤル、バケット會社の

二航路の汽船通過寄港す二航路とはセレベスの東海岸に行くもの即ちマカツサー、ケンダリ線とモラツカ群島に行くもの即ちアンボイナ線とを云ふ各月一回の航海なり。又たマカツサー州廳は其所有汽船を時々航海し來り公用官吏を便乗せしめ公用物資の運搬をなしつゝあり之れも亦た私人と雖も相等資格を有するものは便乗を許さる。

敍上の如くブートン島は陸上の交通機關は未だ不完全なるも海上は頗る便利にして島外との連絡亦た良状態にありと云ふべし。

第五節 住民及勞働者

ブートン島の住民は主としてブキス人種なるも二三の雜種も存在せり其使用言語はマカツサー人若しくは爪哇人のそれと全く異なれり。ブートン附近即ち南部に於ては人口稍や密なるも中部北部は粗なり彼等は未だ能く開化せりと稱する能はず。生活は尙ほ原始的にして林産物を收め魚介を捕り或は又た或る種の農業を營めり。余の視察したる處によればブートン町附近に住する稍や生活程度の進みたるものは數種の作物を栽培せるも其他の地方に於ては多く海岸の土地を開拓し玉蜀黍

を栽培するに過ぎず蓋し玉蜀黍は彼等の主要なる食料なり。従て天候不順にして乾燥甚だしきか降雨過多なる場合は其生産量は人口を養ふに充分ならざるなり。

ブートン町には白人官吏あり兵士あり日本人支那人土耳其人あり。又土候臣家ありて其食料たる米玉蜀黍及び日用の物資は皆なマカツサーに仰ぎ島民全體の副食物としては魚介、家禽、野獸あり野獸には殊に鹿豊富なるを以て常に新鮮なる肉を廉價に食し得べし。家禽はアンボイナ地方に移出するが爲め比較的高値なるも鶏卵は頗る安値にして十個拾仙なり。魚族は其近海非常に豊富なるを以て甚だ廉なり。魚族の捕獲はバジヨスなる一種族の專業なるが如しバジヨスとは即ち海士なり。又土人はキヤツサバ、甘蔗、バナ、等を栽培し野生の果實をも亦た取りて食せり。

本島には未だ精密なる戸口調査なるものあらざるが故人口の精確なる數を知り得ざると信用するに足るものによればブートン、ムナ二島にて八萬乃至十萬あり此中労働に應じ得べき數のみを示せば左の如し。

ブートン島

二〇、六〇五人

ムナ島

一九、九八〇人

合計

四〇、五八五人

而して現今本島にありて労働の需要を欲するものは西海岸中部にあるタンブナ

バレ半島に存するタンブナバレ農場一個に過ぎず濠洲木曜島の英人ハツキンス氏 (Mr. R. A. C. Hookings) の經營するものにして古々椰子を栽培せり半島全體を所有し場内に一二百の苦力を使役す。此の外ブートン水道の北口にあるトベア島 (Tobea) と稱する小島に同じく椰子を栽培する一農場あり所屬三四の小島をも相合して其所有たり。トベア農場はアラブ人の經營したるものなりしが今はマカツサーのステフェンス、エンド、グレゴリー會社 (Stephens And Gregory & Co.) の所有に移る場内に三四百の苦力ありと云ふ。猶ほ又ムナ島のラハ町には政府の製材工場あり此處には直接間接多數の苦力労働しつゝありと聞く。セレベス政廳の一技師の言によればブートン、ムナ二島に更らに二三の農場を設立し事業經營をなすも決して労働の缺乏を感ずることあらずと吾人も亦た然か信するものなり。

然り而して土人の開化せざるは已に陳述せる如く事實なるも其性従順にして能く勞役に堪ゆ。彼等の主なる悪習は賭博なるも南洋一帶の土人の常癖なるを以て特に之れを其缺點なりとなす可らず。ブートン人は優良なる労働者にして寡慾なり労働中食料としては玉蜀黍とキヤツサバの如き根菜類を以て満足す。副食物としては魚具をバジヨスより安値に購ひ家屋は竹又は雜木の丸太を柱とし家根と壁とはニ

ツバ椰子の葉にて造れるカジャン(一般にアダブとも稱せらる)を用ゆ雜木は附近より採取しカジャンは十枚僅に八仙乃至十仙なり此の如く住屋の材料廉なると生活費の安値なるは彼等の勞銀をも亦た廉ならしむ。ブートン附近にては二十五仙乃至三十仙にもタンブナ、バレ農場にありては一日三十仙位に當れりトベア農場に於ては一日に半カタ(カタとは一斤のことなり)の米と半カタの玉蜀黍を與へ更らに月額六盾を給與すと云ふ。米は高價に見積りて半カタ十仙玉蜀黍も同じく半カタ六仙なり家屋は無賃にて住ましむ此苦力小屋は六十人を容るゝに足るものにして建築費は八十盾に過ぎず一小屋に小者を附して彼等の賄をなし屋内の掃除をなさしむ此小者の賃銀は一日三十仙なりと云ふ。

ブートン労働者の能率は爪哇に於けると同一にして土壤の硬軟によりて差異あるも中庸の土地にありては一人一日の鋤耕面積十メートル四方なりと云ふも余は九メートル四方とするを至當なりと思ふ。

要するにブートンには労働人口夥多にして而かも生活程度低く物價廉値なるを以て自ら其賃銀安し故に今新に農場を設置するも其經營に困難を感ずることなきを確信す。

第六節 農業及農耕適地

本島に於ける農業なるものは未だ原始的なるは已に述べたるか如し耕作せられ居る土地は海岸に沿へる丘腹又は緩傾斜地にも珊瑚礁の石礫を混せる粘質土又は粘質壤土なり土層の淺き處多く深さ一尺にも及ばざる處少なからず下層は珊瑚礁石灰岩若しくは砂岸なり。彼等の農作物は一定の地積に耕作するを二三年に及べば其隣接地に移り此處に二三年耕作すれば復た新なる部分に移るか先きに放棄休閑したる部分に移るを普通とするが如し。然れば此から丘腹又は緩傾斜地に住居する農家は一二町又は數町を隔て、一軒存在するを見るべし名實相伴ふカンボン(村落)にありては多數の住家集合し其敷地内には椰子バナ、野菜等を栽培し畑地を附近に設け休閑法によらずして連續耕作す。而して主要なる作物は玉蜀黍なり。是れ彼等の主なる食物たると土地亦た能く之れを發育せしむるが爲めなり。キャッサバも多少栽培せられ陸稻の如き稀れに散見するも水田は全く存在せずカボツクの栽培せられたるもの少なからず草棉は民家自由の爲め僅に栽培せり。

如上本島土人の農業はブートン町の附近を除きて實に幼稚にして臺灣に於ける

生蕃のそれより稍や進歩したるに過ぎずと稱するも不可ならず。只一人タンブナバ
レ半島に於ける椰子園のみは前述の如く白人の所有に屬し新式の栽培をなし居れ
り其全面積は約一千町歩なるべきも其半は山林にして殘余の三分一位は椰子植付
けられたるを見る。大部分は粘質なるも稍や壤質粘土とも稱すべき處も少なからず
亦た決して瘠薄の土地ならず手入良き區域は發育良好にして七八年のものは已に
結實せり。所有主は木曜島にあり此處に來たる事甚だ稀れなり。ブートン在住の邦人
尾田氏之れが監督を依頼せられあるも自己の職業に多忙なるを以て亦た來場する
こと少なく凡てマンドル(苦力頭)任せなり。園内キャッサバの間作せる處あるも多く
はラランの繁茂に遺棄せり。土地已に椰子栽培に適す若し適當なる管理者を置き相
當の資金を投せば發育盛になり結實の樹齡に達するものはやがて累々たる頭大果
實を其樹頭に飾るべし。

夫れブートンの土地果して農耕に適すとせば進歩せる耕作法により稍や大規模
の農業經營をなすに足るの地積一箇所に纏り存在するものありや否やの問題生す
べし然り余は其存在を斷言するものなり今實地踏査せる二三の土地を列舉説明す
る處あるべし。

(一)ロブプロ原野(Loboelohoe) ロブプロ村落の附近に存するを以て假りに命名したる
ものなり。此原野はブートン灣の北岸にあり西はブートン水道に接し三角形をなせ
るの地區を稱するものとす。ロブプロ村には十數箇の民家あり附近の土地を耕作し
居るもララン繁茂に遺棄したる波狀の原野あり之れを東方ブンギ村(Bonggi)まで及
ばしむれば其面積四五百町歩に達すべし。人民の已に耕作し居る土地を多少併合す
べきの要あらん此併合は官廳に交渉し人民保護の意味を含めたる條件を附せば必
らずしも不可能にあらざるべし。此地積三分一は珊瑚礁の石礫を混せり他は土層稍
や深きを見、ララン繁茂し居れり。ブンギ村に近く小流あり其流域は沖積土の平坦地
をなし其幾部分は雨季に際しては沼澤の如き濕潤となるも排水の設備をなさば稍
や廣き水田となし得るならん。

(二)タンブナ原野(Tampouana) 此原野は時機を失して調査せざりしもブートン在留邦
人より聞知せるなり前記ロブプロ原野の北方にあり西は水道に臨み北は小なる入江
をなしタンブナの魚村あり東方には丘陵を以て境となす。余はタンブナ村附近の耕
作地を見たるのみにして深く内部に入らざれば地形と土壤とは知り得ざるもロブ
プロ原野と大同小異のものたらん其地積は地圖上によれば廣大にして一千町歩に

も及ぶべし而してロプロ原野と相接するものなれば相合して一農場となすを寧ろ便利なりとす。

(三) バランカ原野(Barangka) バランカ原野はコントローラーの指示によりて余の特に調査したるものなりブートンより北方海路八里陸路十里あるべし余は海路を取り獨木舟に乗り一行三人土人の船頭四人をして漕かしめたるに途中一二箇所にて休みたるも六時間を費したり西は水道に接し北方には周圍五里を有する良灣ワカランベ(自稱)を有し東方には雜木林に被はれたる丘陵を以て境とせり南にも丘陵を存せる約六七百町歩の大地積あり海岸の土地は多く土人の耕作する處たるも他は皆な未墾地にして緩傾斜の小丘陵起伏せるも亦た所々に平坦の土地あり若し南方の丘陵を越ゆれば其處には地圖によれば一千四百町歩の大地積あるか如し然れども實地の調査をなさざるを以て地形土壤の如何を述ぶる能はざるを遺憾とす抑もバランカ原野は波狀の土地にして海岸以外にありては石礫を混せず土層甚だ深く實地調べたる處によれば五六尺以上に及びても岩磐に達せず其一般推知するに足るべし地積の大部分は高きラランに被はれ所々に雜木の森を存せり其土壤たるや一般に粘土なるも壤土に近き砂質粘土も存在せり地味に於ても稍や肥沃なりと

認めらる。加ふるにワニコロ河(Wangkoror)の東方の山岳より流れ來りて其中央を北に貫きてワカランベ灣に注げり河水に量多からずとするも乾燥季猶ほ涸渴することなし而して灣に接する土地は低地濕潤なるも相當設備をなさば水田となし得べきを思ふ。

終りに臨み生活に必要な飲料水に關して之を述べんに飲料水はバランカ附近に泉あり又たワランコロ河水をも用ゆることを得べく海岸近くには到る處井を掘れば水を得べし然れど其質良好なりと云い難し若し不幸にして良水を得る能はざる部分ありとせば余は比律賓ダヴァオのマニラ麻耕地に於ける如く雨水をタンクに貯ふるの良法を勧めんと欲す。

(四) ラアンコンベ原野(La Angkombe)ブートン島の北端に一千一百四十メートルの高さを有するトベロ山あり其南方は幾千町歩にも互れる平原の如き土地あるを見るべし而してトベロ山に其源を發せるラアンコンベ河之れを横斷して南に流る其他多數の河川縦横に流るゝを見るべし余は實地踏査をなさざるもセレベス政廳一技師の言によれば此等河川の流域は沖積土にして雨季沼澤の状態たるも其他は能く農耕地に適せりと云ふ地の理固より肝要の位置たらざるも其内部は畑地に適し河口

附近は排水設備をなして水田とせば又た以て有望なる農場設置の一候補地たらさんばあらず。

此章を終らんとするに當り蘭領東印度に於ける永借地權に關して少しく説明する處あらんとす。

抑も蘭領東印度は二分せられて内領地外領地となし爪哇及びマヅラ島は即ち前者にして他の諸島は皆な後者に屬せり。外領地内にある官有地は七十五箇年以下の範圍内にて一定の料金を課し永代借となすことを得べし而して永借權者たり得るものは左の一に相當する資格を具備せざる可らず。

一、和蘭國臣民

二、和蘭國住民

三、蘭領東印度住民

四、和蘭又は蘭領東印度に設立せられたる商事有限責任會社但し自然人にして蘭領東印度に住せず又は會社にして蘭領東印度に設立せられざるものは適當なる代表者を設くべし。

其他の事項は外務省出版の「蘭領東印度事情」を参考とせば可なるべし土地法は年

々多少の變化ありて明確に知得せんとすることは其専門家以外には頗る難事たらすとせす。

然り而してプルトンは土候の領地なれば自ら特殊の規定あるべきも凡ての行政は全くセレベス州知事の管轄に屬し同政廳よる出づる規定は土候の制定するものと看做して可なり。土地の永借も政廳の内諾を得れば土候亦た唯々として之れを應諾すべく其許可を得るを容易なり。蘭領東印度住民權の如きは三年引續き蘭領内に住居したるものは附與せられ得る規定なるも官憲に於て確實なるものと認めたるものには三年以内にても與へらるゝを稀れならず況んや新來の人にても確實なる事業家と認定せられたるものにて未だ永住權なきにも拘はらず租借の許可を得たる例あるに於てをや。パランカ原野の租借に關しては余はプルトンのコントローラに我資本家の爲めに其優先權を乞ひたるに快諾を得たれば愈々事業開始に當りては租借權の獲得容易なりと信ず。

プルトン島内に於る租借地料は左の如き規定なり。

年次

一ヘクタールに付

第一年目

〇、四〇

第二年目

〇、八〇

第六節 農業及農耕適地

第三年目
 第四年目
 第五年目

一、二〇
 一、六〇
 二、〇〇

但 爾後同額なり

第七節 有望作物と其收支

絨上の如き土壤にして已に栽培せられ居る状態により又た四圍の事情より推論し余はブートン島に農事經營をなさんとせば最も適切なる作物は古々椰子、カボツク及び草棉なりと信ず亦たバラ護謨も本島に適する一作物たり此等作物につき本島に栽培を試みんとするものゝ知悉すべき大切なる事項を左に記する處あるべし。

(一) 古々椰子 本作物の植物學上の性状及び其栽培法の如きは南洋の農事經營に注目するものゝ已に知得せらるゝ處なれば之れを省略すべし。然れども其種實購入に周到なる注意を拂ふにあらざれば將來の結果に大なる影響を及ぼすべきものたるを以て余は經營者に注意する處あらんとす。即ち母樹及び其種實個々の選擇は技術者の實驗に任ずるも其取寄先はセレベス政廳の技師に依頼して南セレベス、マカツサー附近の名産地を選ぶを可なりとす。又東爪哇の東海岸バリ島に接する處にバン

ジュワンギ(Banjowangi)と呼ぶ一小市街あり此附近は椰子の名産地なり種子用としての果實は一個二十五仙位のものなり邦人の商店も存在するを以て種實購入に多少の便宜あるべし此の地の種實を購入せば將來大なる失敗なかるべし。ブートンに來るアンボイナ線の汽船は當市街の對岸なるバリ島のブレレンに寄港するを以て同港まで搬出すれば容易に輸送せらる其運賃の如きはブートンまで一噸八九十仙前後なるべし又たマカツサーよりブートンまでは其運賃約六七十仙なりと云ふ。

ブートン島に於ける椰子園の概略の收支につきマカツサー政廳技師の言によれば八九年生の椰子樹五本の年産額の果實はコブラ一擔を製出すべくコブラ一擔の生産費は農場全般の一年度の經營費より算出するに僅に三盾半乃至四盾を越えず之れをマカツサーの市場に出し市場價額は十二三盾なりとするも猶ほ約八盾の利益あり而して椰子樹栽培に要せし費用の累計は一本當五盾乃至六盾となり五本の價値は即ち二十五盾乃至三十盾なれば一擔のコブラより生ずる八盾の利潤は投資額の約三割の利廻りなり以てブートン椰子園の將來は有望なるを知るべしと余は後段に於て自らの設計による詳細なる收支計算表を記すべし。

猶ほ昨一九二〇年二月實地踏地をなせる當時のコブラ其他のマカツサー市場價

額と本年二月に於けるスマラン市場の價額を記して參考に供すべし。

品別	スマラン市價	新嘉坡市價	マカザ市價
コブ	日光乾燥品 一八、〇〇—一九、〇〇	一五、〇〇—一六、二五	二九、〇〇
ラ	混合品		二七、五〇
カボツク	精製品 四一、〇〇	七八〇〇—一九二〇年四月	四五、〇〇
	粗製品		一七、〇〇
棉	花 (一九二〇年三月)		一八、〇〇—二〇、〇〇 (ロンボツク島ア)
護	誤 シレーフ	〇、五二—〇、六〇	
	誤 シーツ	〇、五四	〇、四三

(二)カボツク 本作物は學名を *Ceiba Pentandra*, Gartin. といふ普通名は *Kapok* と呼ぶ樹幹真直四五丈の高さに及び枝條は殆んど直角をなして三四尺の間隔を保ちて四方に出で各段三四本なるを普通とす種子又は樹幹或は太き枝條の挿木によりて繁殖せらる實生苗は其二年生を本圃に移植す而して其翌年は開花結實し相當の生産を見るべし挿木によれるものは稍や之れよりも早しと云ふも余の實驗によれば實生苗を栽培せるもの概して良好なる結果を見るが如しカボツクの開花期は五月乃至七八月にして蒴果の收穫は九月より十一月に亙るべし本作物は土壤の肥沃を選ばず瘠薄の土地にも能く發育し栽培管理も頗る手数を要せず殆んど野生の状態にあらしむるも猶ほ盛に結實するを見るべし。

カボツクの蒴果内に白色の纖維あり是れ即ちカボツク綿なり通常之れをカボツクと呼ぶ此のカボツクは近時著しく世上の需要を増加し南洋一帶の市場に大なる取引を見るに至れり抑もカボツクは大なる弾力を有すれば枕、布団、椅子等の填充物として最もよく亦家具用品の製造に大に使用せられ不導性の製氈にも非常なる需要あり或は紡織用として單獨に又は或纖維に混して盛に使用せらる又た綿火薬工場に於て使用せらるること少なからずカボツクは浮揚力大なるを以て近時盛に救命器に使用せらる而してカボツクの種子は棉種油に類せる一種の油を含有し其量約二十八パーセントあり用途は食用及び石鹼製造用となる其油糟は肥料及び飼糧となる。

カボツク樹は栽植距離は列巾五間列上四間即ち一町歩一五〇本となさば最も宜しきを認む密植は不可なり枝條の發生少なく従つて結實貧弱なり而して稍や老衰したるもの又は枝條の發生悪しくして結實少なきものは其樹幹を地上五六尺の高さに於て全く剪定すれば新なる樹幹を生じ豊産なる結實を見るべし此の如くしてカボツク樹は三四十年間其生産繼續するものとす。

優良なるものは一本にて一千個も結實するものなれど普通四五百個なるべし然

れども確實なる生産額を示すは甚だ困難なれば平均一樹年産額を二百個と内輪に計算せば誤なし而して之れよりカボック綿は二斤半種子は四斤を得るものとすれど農場にありては蒴皮を除きたる粗製品として賣渡すを普通なりとす。余の實驗によれば蒴果二百個の重量は約十三斤にして其蒴皮を除きたる粗製品は六斤となる之れを一町歩一五〇本に計算すれば九〇〇斤を得べし。本年の市場價額は山渡し(爪哇ケデリー州)にて一擔八盾なるを以て計七二盾となる粗製費は仕上一擔にて三〇仙計二盾七〇仙蒴果採取費一町歩九盾一町歩の栽培費十五盾總計二六盾七〇仙となるを以て之れを七二盾より差引すれば四五盾三〇仙の利益を見る。本年はカボック市場價額低落したる爲め僅に四五盾の利となれど昨年如きは一七盾を示せり故に平均利益は更らに多かるべし四五盾の利益は最低と見て誤なからん。

カボックは他の作物に比して利益少なきは明なるも他作物の栽培し得ざる土壤にも能く發育し得ると生産期に達するの早きと手入を要するを少なきとの利あり況んや椰子の間作となす時は手入費は全く其利益となるべし。又カボックは單純植となすも其の下に他の作物を間作となし得べく却てカボックの發育を助け一舉兩得の利益あるものとす。

要するにカボックは世界の需要益多大となるべき有望作物なり而して之れが栽培家は之れのみ栽培しては大なる利益を見る能はず宜しく混作式を取り土壤の稍や不良なる部分に主としてカボックを植え利益大なる椰子の如きは良土壤の部分に植え其間作として更らにタバックを採用せば農場の經濟状態は必らず有利なりと確信す。

(三)草棉 プートンの風土は此の作物栽培に適するを論述したるが本島に近きジャンベア(Diampoa)ボネラテ(Bonerate)の二島は草棉の名産地たるはセレベス政廳技師の云ふ處にして更らに少しく南下すれば古來よりの産地フロレス島ありいづれも其風土はプートンと大差なし彼れに草棉の栽培可能にして此に不可能なるの理あらんや。余は本島に之れを栽培して必らず良成績を見るべしと斷言して憚らざるなり。草棉の良品種には米國種あり亦印度種ありと雖もプートンに栽培すべきものは先づフロレス種を選ばんとす同種は木性にして其品質も甚だ佳なるものとす印度種、米國種の如きは始めは試験的に栽培し良成績を得たる時は之れを擴張するも可なるべし。

抑も草棉栽培に最も肝要とするは播種と收穫の二時期土地の天候に適順せしめ

すんばあらざることなりとす其發育、開花、結實に要する始めの三箇月は均一の雨に逢はしめざる可らず。而してポール開絮期たる終の二箇月は快晴の天候たらざる可らず。草棉栽培成功の秘訣一に茲に存するものとす。ポールの結着期即ち三箇月目の終末及び四箇月目に降雨過多なる時は多數のポールを落下せしむるの恐あり收穫期には全く降雨なきを要す。

草棉の栽培適地は自然の排水良好なる處たるべし。停滯水のある處は收穫損害せらるべし之れを犁耕すること二三回始めは縦に後には横に行い土壤を能く混合す。若し肥料を與へんとせば犁耕第一回後撒布し二回三回の犁耕によりて普く土中に混せしむべし三四尺隔きの畦を造り之れに穴を穿ちて五六粒を播種するものとす。其品隔は大小の種類と土壤の善惡によりて伸縮す大は四尺に一尺半小は二尺半に一尺半を可なりとす。此くて一週間位にて發芽すべく一尺半位の高に發育せば最強のもの二本を残して間引す後日枯死したる個所は補植すべきも決して間引したるものを採用すべからず發育時期には出来る丈け清く中耕除草を行い二尺に生長すれば除草の際其根本に二三寸土を盛りかけて根部を堅固にすれば風害を減少す而して最初畦を造るに土地の風向と平行せしむるを可なりとす。ブートンにては東南

の方行なり是れ亦風害を削かん爲めなり花漸く開きポール結着すれば可及的之れを靜置せしむ。

圃場は能く巡視し病徴を呈したる葉枝あらば直に之れを除去焼却すべし。害蟲を發見せば躊躇なく之れを殺滅せざる可らず此等は棉花の生産に大なる損害を惹起することあるを以てなり。又收穫後は凡て幹枝を切り取り焼却すれば病蟲害の潜伏せるものを撲滅し次回の栽培に其被害を皆無又は尠少ならしむるの效あり。

棉花の收穫は慎重なる注意を要す。最始僅少の開絮を見るも其儘放棄すべし。量少なく費用損なりポール完全に開絮し棉花の完熟をまち後ち始めて收穫すべし。棉花朝露に濡れ居る時又は雨後直には摘採すべからず猶ほ絶對的に肝要なるは棉花收穫に當り苦力をして之れを汚穢せしめず又之れに其枝葉の一小片だも混入せしめざるをなしとす。汚穢と夾雜物の有無は生産物の信用の厚薄と農場の利得損失の分岐を來らすものなり。

本島に適すべき種類はフロレス島の品種を可なりと信ず而して種子は左記の人若しくはフロレス棉作組合に依頼せば購入せらるべし。

Mr. Paerels, Ende, Flores, S. E. I.

草棉の生産額は一町歩約十七擔にして其精製品は五、七擔となり種子は一、三擔となり即ち一と二の割合となるを普通とす昨年マカツサー市場價額は粗製品十二盾を示せり故に總額二〇四盾となる支出に於ては種子代、耕作費、肥料代、收穫費、運賃其の他一切を合せて八三盾九十仙を要すべし之れを控除すれば百二十盾十仙の純益を得るなり而してカボック又は椰子は植付後四五年間は其樹間に他作物の間作をなし得るを以て草棉を之れに間作するとすれば此の區域に於ては共通の費目にて自ら節約を生すべし其額二十盾位のものなり然れば一四盾の利潤を見るものとす。

(四) 護謨 ブートンの風土本作物の栽培にも適するは已に述べたり而して其有望なることは世間周知の事實なれば余は特に記述することを避くべし。

第八節 在留邦人其事業

ブートン島に在留する邦人は十二三人にして殆んど和歌山縣人なり初め濠洲木曜島に至り眞珠貝採取事業に従事し後蘭領東印度モラツカ群島のドボに移り遂に當地に居住するに至れり其首領とも稱すべきは尾田勝藏氏にして同地第一流の

雜貨店を開き物産取引業をも兼ね營めり氏はブートン町にありて多くの土地と家屋とを所有し亦倉庫をも有せり在住白人及び土人間に少なからぬ信用を博せり他の邦人は尾田氏の舍弟又は友人にしていづれも物産取引商と雜貨商を兼ね而して協力一致邦人の發展に努めつゝあるを見るべし。

一 昨年理學士藤田輔世氏來り本島を圍繞する海の魚介豊富にして眞珠の産出又た夥多なるを認め眞珠貝の養殖に頗る好適せりとなし漁業權獲得を願出たりしか其許可を受くるに八九箇月を要したるも遂に其希望實現するに至れり和蘭政府總督府當路者にありては容易に内諾せしが地方長官に於て願意の採用躊躇し居りしが昨年春地方長官會議の際此の如き特種の漁業權を外國人に與ふるの可否を提出協議せんとするに當り東京駐在和蘭公使より當總督に來信あり藤田理學士は眞珠貝養殖に熱心なる學者なり決して疑義を挾むを要せず速に願意を容れよ云々の如き意味なりしならん數箇月の懸案忽ちに解決許可せらるゝに至れり藤田理學士個人に取りては固より邦人發展の爲め又邦家の爲め賀すべきことたらすんばあらず氏は眞珠養殖の研究家にして一新發明を有し亦斯業の事業家なり高知縣下に一事業地ありて現に良成績を擧げ比律賓ザンボアンガにも養殖權を有し蘭領ドボに

も小規模の権利を有せり。今やブートン、ムナ二島を抱擁する海洋廣大なる面積に其漁業權を獲得したり。已に昨秋より本事業經營の開始をなしたりと聞く而して本事業の後援者は三菱なりと云へば資本裕かにして氏の學識と經驗とあり事業の成功疑はんと欲するも豈に得べけんや。

第九節 結 論

ブートン島に農事經營をなすに當り看過すべからざるは土地と農作物の選擇なりとす余の實地調査したる範圍に於ては所謂バランカ原野を第一とし地積は小丘を越えたる南方の部分をも併せ租借するを可なりとす又農作物は草棉古々椰子及びカボック最も適切なりとす而して余は此等作物の混作式栽培を大に推奨せんとするものなり。抑も混作式とは地積を適當に區劃し各作物に分配する經營法を云ふものにして今地積一千町歩を得たりとせば草棉及椰子には各四百町歩カボックには二百町歩分配耕作せば最も宜しきを得たるものなりと信ず。海岸及び其他の礫石を混したる地區はカボックに與へ傾斜地は椰子區に充て排水良好なる平坦地は草棉栽培區となすべし。初年には各區百町歩つゝ開墾栽植し二年度にはカボック區は

百町歩他は百五十町歩つゝ三年度には後者二區百五十町歩つゝ開墾栽植すれば完了すべし。而して椰子の間にはカボック一本つゝ各年度栽植間作するものとすカボック區及椰子區に於て中耕除草費を節約せんが爲めに農民をして玉蜀黍陸稻キャッサバ及び其他の作物を間作せしめ或は又た豈科植物の綠肥を栽培するものとす。南洋に於ける農事經營の最も困惑しつゝあるものは到る處に旺盛なる發育をなすラランの撲滅事項なり。是れが爲め勞力と費用を費しつゝある實に鮮少なからずれば或人はララン發生の土地は農事經營に不適當なりと稱せり然れども余の見る處によれば其失敗を招ける人々は最初の耕作法其宜しきを得ざりしが爲め永く其の禍を被ふりたるなり始めに根本的方法を講せば流石のラランと雖も撲滅せらるべきものなり。而して其根本的撲滅法は一にして足らずとするも地形其他の事情宜しきを得たる處に於ては須らくトラクター、プラオを使用するにあり即ち乾燥季に於てトラクター、プラオを以て一度之れを耕起すればラランを撲滅し得べく二回行はゞ更らに可なり。トラクターの功程は其大小によりて差異あるもクリーグランと稱するトラクターにして原價四千二百圓附屬プラオ五百圓のもの耕地に取寄する時は約五千圓にもなるべきか之れを以て耕起する時は一町歩七時間を要せり

一日間の其費用は石油八ガロンと農夫二人一圓五十錢竝に機械償却費五圓とを合せて二十八圓となる償却費は本機械を一年間二百日間使用し五年間堪え得るものとしての計算なり。以上は比島ダグアオに於ける實驗によれるものなり若し之れを蘭領に於て牛耕によるものとせば先づラン苜取りに苦力三十人を要し一人三十仙計六盾となり次に耕起一回二十臺縦横に六回にて一二〇臺を要すべし一臺三十仙計三十六盾となる之れを合計すれば四十二盾となるなり而かも耕起の深六七寸にも及ばず其不完全なるは云ふまでもなしされば其後の中耕除草の費にも牛耕したるものには多額の費用を要するものと思はざる可らず況んや牛耕にのみよりて百町二百町の大地積を耕起するには年十頭二十頭の斃死を生ずるを覺悟せざる可らず此等疫畜農具等の償却費を計上するに於ては其利益到底トラクターに比すべくもあらざるなり。

最後に余は南洋一帯に於ける邦人營農場の成功の困難を感じつゝあるもの又は失敗の悲境にあるものゝ少なからざるは果して如何なる原因に基けるかを考究せんと欲す是れ決して無用の事たらざるべし抑も各地農場の成功困難若しくは失敗に終らんとするは某處に何等かの缺陷を存するに依らずんばあらず然り其主要

にして稍や共通的なるものを列挙し之れが改善策を陳述せしめよ。

(一) 土地及農作物の選擇を誤れること。

土壤の良好ならざるは云ふを要せず交通及び市場との關係を考慮せざりしは成功を見る能はざる原因となれるもの少なからず亦た農作物の選擇宜しきを得ず市場に需要ありと雖も土壤に適せず土壤に適しても販路困難なる如き又た不成功の因をなしたるものなきにあらず土壤の不良なる點は他に良地と替ゆるか又は適切なる改良法を講せば可なるべし農作物は土壤に適し市場の需要あるものに取替ゆるか或は加工を行い運搬容易ならしめ且つ永く保存し得るものとなして遠くとも需要ある市場に搬出するも一良法たるべし交通機關の設備をなし輸送に便にし其運賃を減少するも改善の一ならん而して勞力少なく高價の爲め其生産費嵩さむものは可成機械力を用ひ之れを節減するも少なからざる效力を發見すべし。

(二) 資本豊富ならざるか其運轉を誤れること。

資本充實せずして事業を開始したるものゝ中途に倒るゝは當然なり宜しく之れを豊富ならしむべし又資力充分なるも其支出に誤れるものあり是れ資本的經營の宜しきを得ざるものと云ふべし例へば開墾植付の作業は可成短日月の中に完成せ

しむれば終局の利益なるも之れを徐々に行はしむる時は収益を見るの日自ら遅延し投資額回収長年月に互るべきなり。或は事業開始の當初に充分なる支出を與へざるが爲め根本的耕作をなす能はず後日手入に却て多額の費を要し而かも作物の發育良好ならざるに至る。或は道路排水等の諸工事は農事經營に大切なる要素たるに拘はらず之れを緊急必須のものたらずとして後廻はしになさしむるものあり。或は又た便利にして経済的なる機械其他を高價なり不經濟なりとなすものあり。更らに又た農場管理者現業員を可成安く使はんと住居其他の生活物件に費用を少なからしめんとするもの、如きは熱帯地の事業に何等見識も同情もなきものにして資本家たり事業家たるの格資なきものと云ふべし。

資本家たるものは宜しく現場管理者の提案建築を信用し其實行を可能たらしむべきなり。

(三) 管理者の不適當なると又之れに全權を與へざるが爲め不成功を來すこと。管理者は諸種の情實によりて來れるもの又は正しき推薦によりて任せられたるものと雖も適材ならざるか爲め事業の成功を得る能はざるは贅言を要せず。管理者の現場に關する絶對若しくは或る程度迄の權利を與へず資本家は遠隔の地にあ

りて指揮をなし又た彼れ是れと干渉するものあり爲めに計畫は實際に順應せざることあり。或は實行に其時機を失することあり共に失敗の因となる猶ほ甚しきは目付役の如きものを私が現場に置いて場内一切の事を通信せしめんとするものなきにあらず。或は又た親戚の間に無職のものあり事業地に送り置かば彼れ自身の幸福なるべしと云ふが如き單なる思付にて現場に働かしめ置くあり。是れ等の人々にして時に有ることなきことを様々に讒訴的の通信をなすものあり。管理者は爲めに資本家の信用を失ふに至ることなきにしもあらず。是れ又た事業失敗の原因を醸すことあるべし。

情實によりて適不適を選ばず人を任免するは不可なり。絶對に適材なるものを其管理者となすべし。而して共に熟議の上大方針を定め其範圍内に於ては全權を之れに委任すべし。現場員の任免事業經營の方法彼れの自由たらしむべきなり。是れ新たに事業計畫者の正に取るべき途なり。既設の事業に於て若し安心して任す能はずんば之れを免し須らく信用し得るものにして適者を速に任命すべきなり。而して前記の方針を取るべし。

(四) 技術者の採用を顧みざること。

猶ほ特記すべきは事業已に農業なるに農業上の智識と経験とを有するもの現場に一人だもあらざるあり南洋に永く住居し土語を能くすると云ふ理由のみを見其品質を顧みざるもの少なからず此の如き人の採用法は甚しき誤りと云ふべし。

管理者にして技術出身のものならば甚だ宜しきも若し普通の事務家たらば其の輔佐役として農學出身の技術者出來得べくんば熱帯農業の経験を有するものを任命するを要す而して現場に當るものには適當なる技術者を以てすれば可なるべし土語の如きは容易に知得せらるゝものなり。

(五) 待遇法宜しきを得ざること。

現場に居る人々に對する待遇宜しからざるが爲め人情として勤勉忠實に努力せず又た漸く事情に慣れ経験を重ねたれば之れより良能率を現はすべきに臨み去りて他に移るもの少なからず而して之れに代ふるに新來の者を以てすれば復た一兩年實習と經驗に費さざる可らず事業の進捗それ丈け後るゝものと思はざる可らず。此の如く同じ事を度々繰り返し居りては良好なる成績を擧ぐる能はざるなり使用人自身に於て悲惨なる境遇に陥りたる實例少なからず。試みに余が聞きたる一例を此に記さしめよ或る大農場に於ける一技術者一身の事情により辭職歸國の止むな

きに至れるものあり而して會社は此の如き場合に對する内規なければ何等の慰勞金をも與へず彼れ自身には少しの貯へなく進退維れ窮まりたり平常の用意なきは自業の罪なりと雖も又た以て同情に堪へざるなり茲に於て技術者の同僚互に酬金をなし漸く彼れを歸國せしめたりと云ふ此くも悲しき出來事は待遇法宜しきを得ず。使用人に對する將來の保證をなさざる結果なりと稱すべし。

平常の待遇を厚くし現場員を忠實に勤勉に永く勤務せしむるは結局の利益となるものなり而して事情によりて中途辭職するものに對しては官廳諸會社の例に倣い勤務の年月其他に従い相等の慰勞金を給與するの規定を設くべし。又た官廳の如く恩給の制度を設くるか又は各使用人も事業の組合の一員となし一様に利益配當の恩典に與からしむるが如きも良き規定たるなり。

(六) 住宅其他生活上の設備宜しきを得ざること。

由來日本人は澤庵梅干主義を徒らに頑守せんとするの弊あり戰場にあらざる南洋の事業地にさへ之れを實行しつゝあるを見る暑熱終歲に互可不便極まりなき山間僻地にありて頭腦と筋肉を勞するもの自ら精力の消耗をなしつゝあるなり。然るに疲勞を養ふの住屋たるや竹の柱に茅の屋根其食物たるや滋養分の少なき粗食な

り人間は木石の機械にあらず機械と雖も時に休み又た油の注入を要するなり況んや人間に於てをや。此かる状態に永く堪え得るものにあらず遂には疲勞と倦怠とを生し哀れ尊ぶき生今をも失ふべし。

事業開始の一兩年は然かあるべきをなれど其後は振ふて住宅を建設し生活上必のものは固より利便なる諸物は出来る丈け之れを完備し又た供給せしめざる可らず。或は衛生機關の設備も必要なるべく又た清新にして無害なる娛樂機關の設備も缺く可らざるものとす。此くてこそ出ては愉快に仕事に従事し入りて其日の疲勞を養ふに足る住宅あり又た慰安の樂しみあり事業の能率増大せざらんとするも豈に得べけんや。

(七)現場員の妻帯を奨励し精神修養の機關を備ふべきこと。
現場員は多く青年者なるか壯者と雖も獨身生活をなしつゝあるは南洋一般に見る悲しむべき事實なり青年者は血氣に早り心荒み品行修まらざるもの多しされば時に苦力を亂暴に取扱ひ甚しきは死を來らしめたる不祥事を見たり又た品行亂れ身の墮落となり壓ふべき病毒の感染に一生を苦しめるものなきにあらず。老壯者の獨身生活も家庭を無視し又人類の自然性に反すること少なからず況んや精神上の

修養慰安に關する何等の設備なきは益々人心の荒廢を來さすんばあらず。

然れば當路者は如上の諸點に厚き注意と深き考慮とを費し現場に於ける住宅其他の生活機關は出来る丈け完備し待遇を厚からしめ家族に對して特別なる手當をなし相等の青年者には其妻帯を奨励すべきなり。茲に於てが前項と相俟ちて事業成功の速進を濟らすべし而して妻帯奨励の結果數年ならずして一の避く可らざる故障生すべきを忘る可らず即ち子女の生産の喜びと共に學齡時期の到來なり子女教育の爲めに彼等を内地に送らんとすれば母之れに伴はざる可らず是れ南洋事業發展と共に必然的に發生する難問題なりとす。之れに對應すべきの策は義務教育は完全たらざるべきも現場に於て之れを授業するにあり。農場各自にか又は隣接のものは相共同して之れが機關を設け現場員子女の教育を授くべし而して内地の小中學に連絡し得るの承認を受くるは緊要の事件なるべし中學程度以上の子女は單獨に内地に歸らしめ其親戚又は寄宿舎に預くるも差支なかるべく母之れに伴ふを要せざるべし。

又た精神修養は人格の向上と維持とに缺く可らざるものなり夫れ熱帶農業地の多くは風土已に不衛生的にして而かも猛獸毒蟲の相往來する山野にして之れに従

事する人々の生活は淋しく凄く又た怖ろしき生活なりとす。而して之れを慰安し之れを鼓舞し又た希望を與ふるものは宗教的信仰の力に及ぶものなし。事業經營の要路に當るものは人心要求の機微に觸れ宗教上の機關を設借することを考へずんばある可らず又た事業休日を規定し此の日には場員一同に信仰上の講演をなし又は單に精神修養上若しくは學問上の講話を試むるも可なるべし場内農民に對しても此かる設備をなすことを忘る可らず。或は相等の圖書を備ふるも其一助たるや明なり古語に衣食足つて禮節を知ると云へど余は衣食足らざればこそ先づ禮節を辨へたる人格たらんと欲するものなり。

茲に於てか始めて理想的の農場を成立せしめ得るものとするなり。

(八) 南洋農事助成會社を設立すべきこと。

南洋に農事經營をなすもの資本豊かなる會社又は資本家の後援ある農場なりせば資本と物資と自由に供給を受け其生産物又た有利に販賣し得べきも小資本の事業地にありては資金流通圓滑ならず日用物資の供給恩ふにまかせず而かも其生産物の搬出困難を感ずるもの決して鮮少ならず。此の如きの事情によりて切角の邦人經營の事業不成功に終るもの存する間は大規模のもののみ成功したりとて之れを

國家的に考ふる時は完全に於て且つ喜ぶべき事業成功とは稱し得ざるなり。然り此等の小資本の事業をも援助を與へて普く成功の實績を擧げなば始めて國家的有終の美果を見たりと云ふべきなり。

而して南洋農事助成會社なるものは如何なる組織となすべきやと云ふに歐洲戰亂前迄で南洋一帯に其支店を有せる獨逸のペン、マイヤー商會に倣ふものとす。諸商會は半官半民の組織にして南洋各地にある獨逸人の事業地に日用の物資を供給するのみならず資本をも薄利を以て貸與し又た其生産物は希望によりて買收したりと云ふ同國人事業助成上實に有益なる施設と云ふべきなり。我國に於ても一二の會社事業を援助する如きは速に中止し此かる組織の會社を設立し以て南洋一帯にある小資本の邦人事業の成功を援助せられんことを余は政府當局に申言して止まざるなり。

附

錄

ブートン島に於ける農場(一千町歩)經營設計 (附録)

支出

費目	初年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度
	事務費及雜給雜費	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
建物	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
開墾	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
種肥	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
耕作	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
道路	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
農具	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
役畜	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
俸給	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
食費	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
旅費	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
修繕	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
償却	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
收穫	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
衛生	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
賣店	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
公課	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

雑	費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
合 計		四,五九二〇	四,五〇一〇	四,五〇四〇	四,五〇四〇	三,五二八〇	四,一八〇六	四,三九〇〇	四,五一〇六	四,六二八八	四,六三三八	四,九三三九

収入

年 次	初年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度
計	二二,八〇〇	二六,一〇〇	四三,一〇〇	五三,三三三	六九,八八八	七六,六五六	八四,八二九	一〇一,二七六	一一九,一八九	一二八,七四五	一三四,二六五	一四〇,三九四

收支計算表

年 次	初年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度
支 出	四,五九二〇	四,三〇一〇	四,三〇四〇	三,五二八〇	四,五八五〇	四,三九〇〇	四,一八〇六	四,六二八八	四,六三三八	四,九二二八	四,九三三八	四,九三三八
前年度繰越	—	三,九三三	六,二二七	七,二九三	六,二二七	四,九四九	二,六〇八	—	—	—	—	—
計	四,五九二〇	八,二三四	一〇,五三一	一〇,八二一	一〇,八一二	九,三三九	七,二二八	四,六二八	四,六三三	四,九二二	四,九三二	四,九三二
利子(年一割)	四,五九二	八,二三四	一〇,五三一	一〇,八二一	一〇,八一二	九,三三九	七,二二八	四,六二八	四,六三三	四,九二二	四,九三二	四,九三二
合 計	五〇,五二二	九〇,四七八	二一八,四五〇	二九〇,三二二	二九三,三八二	一〇二,七三四	七八,三五一	五〇,九二七	五〇,九七三	五四,一六二	五四,一六二	五四,一六二

支出説明

- (一) 事務費及雑給雑費
普通事務用の備品及消耗品通信費竝に住宅に要する備品等を皆な之れに含むものとす又給仕の如きも同じく之れに加ふ。
- (二) 建物費
初年度に於ては住宅を兼ねたる事務所及苦力小屋を造り二年度に於ては家族持の爲め独立の一棟の住宅を造ることとせり三四年度も同様なり五年度に於ては半永久的の事務に一棟住宅一棟を建造し六年度に復た住宅一棟と倉庫を造り七年度に於てはコブラ乾燥室と住宅を造る假倉庫様のものは場内に於て得らるゝ材料を使用し必要の年度に造ることとし豫算不足の場合は雑費より支出するものとす。

収 入	1,110	2,110	4,110	5,110	6,110	7,110	8,110	10,110	11,110	12,110	13,110	14,110
差引 損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損益 益	三九,二三三	六二,二三八	七九,九三〇	六二,二七九	四九,四九四	二六,〇七八	六,四七八	五〇,二五九	六八,二二七	七四,六〇三	八〇,一〇一	八六,二三三
累計 益累計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(三) 開墾費

トラクターを使用して開墾す初年度は三百町歩二年度四百町歩三年度三百町歩つゝ開墾する計畫なるも道路建物敷地放牧地及び樹林として全體の六分を控除するものなれば耕地面積は各年度に於てそれ丈けつゝ減少するものとす。

(四) 種苗肥料費

初年度九四町歩に要する椰子種實は發芽不良及び後日の枯死の補植用とも相合して一萬二千顆とし其價額運賃共一個二七仙とすれば即ち三、二四〇盾となる草棉種子は播種量一町歩當二斗とすれば九四町歩にて十八石八斗となる其價額一石約十盾となし一八八盾を要すべし此の外カボック種子は一擔八盾位のものなれば特に説明を要せず。

二年三年度に於ては以上の割合にて新舊地積に従ひ其費用を計上せり、肥料費としては二三年之れを要せざるも施肥せざれば良生産を見る能はず殊に草棉に於て其必要を認むるに至るべし故に四年度より計上し次第に増加せり然れども農場製出の堆肥又は綠肥を用ゐ出来る丈け經費を節約する方針を取ることとせり。

(五) 耕作費

開墾後牛耕を以て整地し植付若しくは播種をなす順序となる草棉の播種は一町一五盾中耕除草三〇盾を要するを以て九四町歩に對して二、九六一盾となる椰子栽植穴の堀賃一箇當四仙として九四町にて三七六盾となりカボックの栽植穴は一箇當二仙とすれば間作と合せて二三、五〇〇個にて四七〇盾となるべし而して此二作物の植付費相合して約六〇〇盾を計上せり其他椰子とカボックの苗床費及び移植後の簡單なる中耕除草費若しくは綠肥作物栽培の費用をも少しく計上したり。

二三年度は其新舊植付面積に應じて如上の割を以て計上せり。

椰子カボック二園の中耕除草費は其樹木の發育と共に次第に減少すべきも可成綠肥作物を栽培して之れを節約する方針となすべし。

如上の割合にて各年度の費用を計上せるも椰子カボックの區は次第に中耕除草費減少し草棉區も土壤の状態良好になり自ら經費も減少するに至るべし。

(六) 道路費

抑も農場經營をなすに當り道路は最も大切なるものにして先づ全面積の六分を

控除し道路建物敷地放牧地及び樹林地等となすものとす後者は防風薪炭及早魃等の爲なり開墾の初年に於て草棉椰子カボックの栽培に各九四町歩つゝ取り他は道路建物敷地等に當てたり而して道路の開墾は一町歩に約三百人を要するを以て一八町歩には千六百二十盾を要することゝなる。

略は右の如き割合を以て三年間に道路を造り又た雨の爲め破損せる部分を修繕することにせり其後は年々の修繕費のみを計上せり。

樹林地放牧地等は各年度適宜に之れを設くる事となすべし薪炭材又は建築材に後日苦しむべきを以て最初より計畫をなし置くこと肝要なり

(七) 農具機械費

初年度に於てトラクターと附屬プラオ一臺購入し五千盾を要するものとせり他は鋤鎌等なり小農具は耕地面積増加と共に三年間に新購入をなすことゝせり此等の廢棄するに至れる場合は償却費を以て新に購入するものとす。

(八) 役畜費

初年度に於ては耕作用牛五頭(五〇〇盾)と乗用馬二頭購入す二年三年各牛五頭と馬一頭購入す爾後は償却費にて補充す。

(九) 俸給

初年度は支配人年俸三千盾技手三人各日給百盾事務員月給五〇盾なり三年度に於て月給五十盾のもの一人採用せり五年度に於て技手各二十盾事務員一人十盾昇給す支配人の年俸も五百盾昇る八年度に於て一同それゝ昇給せしむ十二年度に猶ほ一同昇給せしむべし。

(一〇) 食費及手當

食費は月給百盾以上のものに月額三〇盾其以下には二〇盾を給與する規定とせり場員の入夫に對して俸給の三割を與ふることゝせり可成妻帯せしむる方針にて二年度より計上せり。

(一一) 旅費

初年度に於ては場員一同の渡航費と事業地に於ける時々の出張を要すべきにつき多額を要せり二年度後は家族渡航旅費を計上す七年度後は可成場員交代歸國保養をなさしむることゝせり但し歸國往復旅費は實費額位にとりめ家族にも給與する計畫なり。

(一二) 修繕費

(三) 家屋農具機械其他の修繕に充つるものとす。
償却費

建物、機械、牛馬等の償却に充つるものなり其有効期限の長短によりて率を異にするものとす。

(四) 收穫及加工費

初年度は棉花の收穫あり一町歩女苦力三十人を要し一人二〇仙計六盾となり九四町歩五六四盾を要す二年度に於ては一四一町歩の新植付あり全體にて二三五町歩となる此收穫費を計上せり其後は皆な同様なり。
カボツクは四年度より收穫あるものとし單純園九四町歩と椰子園間作六二町歩計一五六町歩の收穫及加工費を計上せり一町歩より蒴果九擔を産し其收穫加工に一一盾七〇仙を要し全體にて一、八二五二盾となる二三年度植付のもの次第に結實するを以て各年度にそれ〴〵計上せり而して間作としたるカボツクは九年度より順次伐材せらるものとす。

椰子は五六年生にして結實を見るものあれど最も安全を取りて七年生にて始めて結實することゝせり其顆數一本當二〇個とし一町百本植九四町歩にて總數九

四〇〇本其結實數一八八〇〇個なり二三〇個にて一擔のコブラを製するとし八一七三擔を約此一擔に對し其收穫より加工を完成するまで三人を要するものとすれば一人三〇仙にて全體にて九〇仙之れを全コブラにつき七三五盾五七仙となるべし。

而して椰子は其後逐年其結實數を増加し次年には三〇顆其翌々年は四〇顆次には五〇顆となる收穫加工費も此くの如くして次第に増加するを要するものなり各年度の經費之れによりて計上せり椰子は六〇顆七〇顆百顆以上も結實するに至れど五〇顆にて止め置くは最も安全なる豫算なりとす棉花と云いカボツクと云い或は又た椰子と云いいづれも其收穫と加工とに多額の費用を要するを以て可成器具機械の利用すべきものは之れを採用し其經費を節約するを最も肝要なりと云ふべし。

(五) 衛生費

場員及家族並に苦力の保健上大切なる費目なり藥を備へ置くことゝし又た必要に應じてはブートン町の醫師の診察を受くることあるべきを以て其の診察料をも並せ計上せり。

(六) 賣店費

場員及び苦力等の日用品及び食料等を賣捌く爲めにして初年度は其小屋を建て萬般の仕入をなすものとし二三年補助的に仕出し其後は利益のみで經營する計畫なり係員の俸給等皆な之れより出すものとす。

(七) 公課

租税なり元來場員の所得税をも農場の負擔とせば可なるべきも計上せず。

(八) 雜費

之れは臨時費の如きものなり上記各費目に不足を生じたるものは之れを以て補ふべし前項場員の所得税徴收せられたる場合は此の費目より支出して可なるべし。

収入説明

初年度

本年度に於て棉花のみ收入あり一町歩の生産額は種類により甚しき差異あり本農場に於ては先づフロレス種を採用せり而して其産額を大に内輪に見積りて一〇擔とせり九四町歩より九四〇擔を得安全なる最低相場一擔一二盾とすれば總

額一一二八〇盾となるべし。

二年度

本年度は植付面積二三五町歩の棉花は二三、五〇擔となり二八二〇〇盾の收入あり。

三年度

本年度は植付面積三、七六町歩あり三、七六〇擔を産し其價額四五一二〇盾なり。

四年度

棉花前年同様四五、一二〇盾の收入あり之れに加ふるに初年度植付のカボツクの收穫を見るに至れり三年度にも多少あるべきも安全に本年度より計上することとせり而して其面積は單純園九四町歩の外に一年度植付椰子園九四町歩に間作として九、四〇〇本植えたれば之れを一町歩一五〇本植の割に換算し六二町歩となし合せて一五六町歩あり一本に二百顆結實すると看做し其蒴皮を除ける粗製品の重量は六斤となる即ち一町歩一五〇本にて九擔となるべし今一擔の最低相場八盾とすれば七二盾となる一五六町歩より一一、二三二盾の收入を得たることなる棉花カボツク合計五六、三五二盾の收入を見たり。

五年度

棉花の収入前年度と同じカボックは二年度植付椰子園間作を合せて面積三四四町となる前年と同割合にて二四七六八盾の収入あり二種の合計六九八八八盾なり

六年度

棉花は前年度同様カボックは三年度植付椰子園内間作を合せ面積四三八町歩あり其収入三一五三六盾となり二種合計七六六五六盾の収入あり

七年度

棉花カボックの収入は前年度と同じ椰子は五六年生にて結實するものあれど安全を期し本年度より収入を計上せり一年度植付のもの一本二〇顆とし九四町歩より一八八〇〇顆を産せり二二〇顆にて一擔のヨブラを製し得るも安全に見積りて二三〇顆を要することとせり即ち八一七三九擔を得る計算なり一擔最低價額一〇盾として八一七三九盾の収入となる三種合計八四八二九盾なり

八年度

棉花カボック前年度同様なり初年度植付の椰子は一本三十顆總數二八二〇〇

顆即ち一、二二六〇八擔となり其價額一、二二六〇盾二年植付のものは一本二〇顆一四一町の總數二八二〇〇顆即ち一二二六擔となり其價額一、二二六〇盾となる椰子收穫合計二四、五二〇盾なり總合計一〇一、一七六盾となる

九年度

棉花は前年通りカボックは一年植付椰子園内のもは伐採したる爲め三七六町となり其收穫二七、〇七二盾なり椰子は一年度植付のものは一本四〇顆總數三七六、〇〇〇個即ち一、六三四七擔其價額一、六三四七盾二年度植付のものは一本三〇顆總數四二、三〇〇個即ち一、八三九擔其價額一、八三九〇盾三年度植付のものは前年度の二年度植付分と同じく一二、二六〇盾なり椰子合計四六、九九七盾三種の總合計一一九、四七七盾なり

十年度

棉花前年通りカボックは二年度植付椰子園内のもは伐採したれば二八二町となり其收穫二〇、三〇四盾なり椰子は一年植付一本五〇顆總數四七〇、〇〇〇個即ち二〇、四三四擔其價額二〇、四三四盾二年度植付一本四〇顆總數五六四、〇〇〇個即ち二、四五二一擔其價額二、四五二一盾三年度植付のものは前年度の二年度植

付分と同じく一八三九〇盾なり椰子合計六三三四五盾三種の總合計一二八七六五盾なり。

十一年度

棉花は前年度と同じカボツクは三年度植付椰子園のもの伐採したれば一八八町歩なり其收穫一三、五三六盾となる椰子は一年度植付分は前年度と同様二〇、四三四盾、二年度植付は一本五〇顆總顆數七〇五、〇〇〇個即ち三、〇六五二擔其價額三〇、六五二盾三年度植付のものは前年度の二年度植付の分と同じく二四、五二一盾なり椰子合計七五、六〇七盾三種の總合計一三四、二六三盾なり。

十二年度

棉花カボツク前年通り椰子一、二年度植付分は前年通り三年度植付のものは前年度の二年度植付のものと同じ椰子合計八一、七三八盾なり三種の總計一四〇、三九四盾なり。

爾後支出も収入も同様なり現場員の俸給は二三割の昇給をなし其後は利益の分配を行ふ内規となすべし。

大正十年九月八日印刷
大正十年九月十日發行

定價金八拾錢

不許複製

著者 芳賀 敏五郎

發行者 伊藤 憐之助
臺北市城南街四丁目十四番戶

印刷人 青木 崑
臺北市八甲街七十八番戶

印刷所 盛文社
臺北市八甲街九十五番戶

發行所

臺灣總督府構内

南洋協會臺灣支部

構内電話八九番

越村長次編 南洋渡航須知 特價金二圓、送料金八錢
 越智有編 馬來語讀本 定價金一圓二十錢(送料共)

南洋叢書

- 第一卷 比律賓群島に於ける護謨栽培 (定價金 二十錢)
- 第二卷 關領スマトラ島の護謨園 (定價金 四十五錢)
- 第三卷 比律賓群島の稻作及糯米業 (定價金 一圓)
- 第四卷 暹羅國の稻作及糯米業 (定價金 五十錢)
- 第五卷 緬甸事情 (定價金 一圓)
- 第六卷 タワオ地方に於ける開墾事業 (定價金 五十錢)
- 第七卷 比律賓群島に於ける古々椰子 (定價金 五十錢)
- 第八卷 關領東印度に於ける灌溉大要 (定價金 五十錢)
- 第九卷 比律賓群島に於ける農業の發達と對米貿易の關係 (定價金 五十錢)
- 第十卷 海峽殖民地に於ける苧麻栽培 (定價金 三十錢)
- 第十一卷 關領東印度の教育制度 (定價金 三十錢)
- 第十二卷 新西蘭の羊業概況 (定價金 三十錢)
- 第十三卷 勞動者の理想郷たる濠洲 (定價金 三十錢)
- 第十四卷 關領東印度に於ける實業教育 (定價金 三十錢)
- 第十五卷 比律賓と棉作 (定價金 三十錢)
- 第十六卷 比島タバオの富源と其の開墾 (定價金 三十錢)

櫻井芳次郎譯 世界的食糧の給源 殘本あれば實費三十五錢にて分與す
 鈴木進一郎譯 大戰前後甘蔗甜菜兩糖の競争 殘本あれば實費一圓二十錢にて分與す

臺灣總督府內
 南洋協會臺灣支部

終

